

企画競争実施の公示

2015年12月24日

Japan National Tourism Organization (JNTO)

バンコク事務所 所長 伊東 和宏

企画競争について、次の通り公示する。

1. 業務概要

(1) 業務名

2016年タイ正月時期向けの訪日旅行需要喚起事業

(2) 業務内容

本事業においては、バンコク首都圏在住富裕層・中間層の訪日リピーター向けの東北地方のクリエイティブ制作・同クリエイティブを活用した広告掲載、有力な訪日旅行テレビ番組等の招請により訪日観光情報のPR事業を展開する。これにより、平成27年度タイ市場のプロモーションターゲット地域の1つである東北地方の認知度向上及び需要喚起を図り、タイ最大の旅行シーズンであるタイ正月休暇に向けたタイからの訪日旅行者数の増加と旅行消費の拡大促進を図ることを目的とする。

(3) 履行期限 2016年3月25日（金）

2. 企画競争参加資格要件

(1) JNTO契約事務実施細則第25条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。

○独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則

（競争参加者の制限）

第25条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後2年間競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者

3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(2) 過去3年間に於いて法律により罰せられたことがないこと。

(3) 法人登記（個人事業者の場合は、住民登録）がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

3. 手続等

(1) 実施部署

JNTO バンコク事務所 担当：天野泉、清水ゆき

住所：10th Fl. Serm-Mit Tower, 159 Sukhumvit 21 Road, Wattana Bangkok 10110

TEL: +66-(0)2-261-3528

FAX: +66-(0)2-261-3529

Email: keiyaku@japantourist.org

(2) 企画競争説明書の交付期間及び方法

2015年12月24日（木）から2016年1月14日（木）13時まで。（タイ時間）

JNTO バンコク事務所にて直接手渡しにて交付する。

＊企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当までメールにて事前連絡を行うこと。

(3) 企画書の提出期限、場所及び方法

2016年1月19日（火）13時（タイ時間・必着）までに（1）に6部＊提出。持参に限る。

＊社名入り2部＋社名無し4部とし、社名入り2部は、提出時には、社名入り封筒に封をして提出のこと

(4) 説明会の日時及び場所等

なし

(5) 企画書に関するヒアリングの日時及び場所

ヒアリングを必要に応じて行うことがある。

4. その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨はタイバーツとする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(3) 企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、JNTOの情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画書が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、JNTOの会計規程等に基づく契約手続の完了までは、JNTOとの契約関係を生じるものではない。

(8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。

(9) JNTOからの契約金の支払いは、バンコク事務所から行う。また、付加価値税の税務当局への支払い方法については、受注者において責任を持って対処すること。

(10) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上